

産業廃棄物焼却施設維持管理計画書（共通基準）

事業所名	アイカ工業株式会社 名古屋工場
施設名称	廃材ボイラー

維持管理基準	維持管理計画
①受け入れる産業廃棄物の種類及び量が、当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと	・燃料を受け入れる際には必要な性状の分析または計量を行う
②施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと	・ボイラーへの燃料の投入は設備能力を超えないように行う
③産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること	・緊急時の連絡体制を整備し、対処方法を定め、異常事態が生じても迅速かつ的確に処置できるようにし、生活環境の保全上必要な措置を講ずることができるように緊急資材（土嚢、おが粉）を常備する
④施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと	・施設の正常な機能を維持するため、月次PMチェックシートに基づいて、点検を実施する ・点検結果に基づいて、適正な措置を行う
⑤産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること	・産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、鉄箱等の容器入りで保管する ・屋外で容器入りでない廃プラスチック等の廃棄物を保管する場合は、パレットに積載し、飛散しないようにPPバンド等で固定する
⑥蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること	・水洗浄の実施によって、構内の清潔を保持する ・定期的に産業医による巡視を行う
⑦著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること	・著しい騒音及び振動を発生するおそれのある設備を設置する際は、必要に応じて防音・防振対策を講じ、周囲の生活環境を損なわないようにする ・工場の敷地境界地での騒音及び振動測定を行う（1回/年）
⑧施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと	・放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするため、焼却施設からの排水は、中和処理装置で中和後、放流する ・定期的に放流水の水質検査を行う（1回/月）
⑨施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること	・施設の維持管理に関する点検を月次PMチェックシートに基づいて、点検を実施し、点検票に点検結果と措置内容を記録する ・点検記録は3年間、施設部事務所に保存する
⑩破碎によって生じる粉塵の周囲への飛散防止のために必要な措置を講ずること	・可燃性廃棄物用破碎機は破碎部をカバーで囲うなどの措置を行い、破碎物の飛散を防止する

産業廃棄物焼却施設維持管理計画書

事業所名	アイカ工業株式会社 名古屋工場
施設名称	廃材ボイラー

維持管理基準	維持管理計画
①施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと	・ボイラーへの燃料の投入は設備能力を超えないように行う
②燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと	・廃プラスチック等の投入は二重扉により外気と遮断した状態で、プッシャーで燃焼室に投入する
③燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800°C以上に保つこと	・燃焼室中の燃焼ガスの温度が摂氏800°C以上を保つように、廃プラスチック等の燃焼量を制御する
④焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない	・焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却を行う
⑤運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること	・運転開始時には、都市ガス・助燃バーナーを作動させ、燃焼室を予熱・昇温させる
⑥運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽すこと	・運転停止時は、燃焼室内の残渣物を排出し終わるまでは、燃焼室内の温度を保つため、都市ガス・助燃バーナーを作動させ、燃焼室内の温度を摂氏800°C以上に保持し、産業廃棄物を燃焼し尽くす
⑦燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・燃焼室中に温度計を設置し、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、ボイラー監視室で記録する
⑧集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200°C以下に冷却すること	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200°C以下で管理を行う
⑨集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する
⑩冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること	・設備の定期整備を必要に応じて実施し、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する
⑪煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却すること	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却する
⑫煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する
⑬煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように産業廃棄物を焼却すること	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように産業廃棄物を焼却する
⑭煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、記録する ・煙突から排出される排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、及び窒素酸化物に係るものに限る）を6ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する
⑮排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること	・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする
⑯ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融施設を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない	・ばいじんは電気集塵装置で集塵し、焼却灰と分離して排出し、フレコンバックに貯留する ・焼却灰は燃焼室下部のストーカーに排出し、貯留する
⑰火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること	・設備については、耐熱性及び難燃性を考慮した材料を使用する ・産業廃棄物の可燃性を考慮し、消防法を満足した配置を行う ・消防法に則り、消火器その他の消火設備を備える